2023年度　第2回理事会議事録

1. 開催日時：2023年8月26日（土）19：00～21：00
2. 開催場所：四国がんセンター
3. 出席者
理事：青木究　宇都宮卓治　岡田未奈　清水俊行　成高有哉　久枝正実　野村祐介　宮﨑昌彦
監事：渡部優作
欠席者：小野達也　山田文哉　山本良輔　田邊芳郎
4. 議事
1）開会の挨拶
宮﨑会長より理事会開催の挨拶があった。

2）書記の選出
宮﨑会長より野村事務局長が書記に選出された。

3）各委員報告
・学会準備委員会
第9回愛媛県臨床工学会を2023年12月17日(日)に愛媛大学医学部附属病院で現地開催することで現在準備を行なっている。

・若手委員会
開催日は未定であるが、お金に関する対面式のセミナーを開催予定としている。

・循環器委員会
2024年2月にセミナーを開催予定で現在準備中。

・血液浄化委員会
2023年11月19日(日)に愛媛大学医学部附属病院で対面式のセミナーを開催予定。9：30～13：00を予定とし、講師を3名お呼びして講演を3演題行う予定としている。（ランチョンセミナーはなし）共催業者はニプロ（治療条件）、キッセイ薬品（低栄養・栄養管理）、扶桑薬品（透析液・排水管理）とし現在講師の選定を行っている。日臨工への後援と単位付与依頼についても現在行っている。

・呼吸療法委員会
第3回えひめ呼吸療法セミナーを2024年1月21日(日)に四国がんセンターで開催予定。
呼吸療法認定士のポイント25点が取得可能なセミナーを開催する方針である。

・組織委員会
今年11月18日（血液浄化セミナーの前日）もしくは12月16日（愛媛県臨床工学会の前日）に親睦会の開催を計画中。

・広報委員会
会誌の投稿依頼および広告依頼を行なっていく。新人紹介投稿依頼についてはメールまたは電話で依頼を実施する。

4）愛媛県施設代表者会議の開催について
宮﨑会長より県下の組織化を図るため2023年度内に施設代表者会議の開催を計画している旨説明があった。今回の主な議題として会費徴収や郵便物の発送作業の実情について説明をし、継続可能な会の運営方法について検討する。日程については議論の結果、開催候補日に2024年2月25日(日)もしくは3月10日(日)、17日(日)が挙げられた。開催地は松山市で開催時間は午前10時から対面形式で行う方針で決定した。

5）第33回日本臨床工学会参加報告
・清水副会長：代表者会議にブロック代表として登壇し対談（日臨工3役v.s.全国ブロック代表者）を行った旨報告があった。
・野村事務局長：意見交換会やたくさんの催し物があり、コロナ前の学会と思わせるほど、盛会であった旨報告があった。またBPAの審査および座長を務めた旨報告があった。
・宇都宮理事：山本理事とともに学会イベントである“けん玉大会”に県代表として参加したとの報告があった。

6)　（公社）日本臨床工学技士会第 8 期代議員選挙について

宮﨑会長より第 8 期代議員選挙の告示があった旨説明があり、地区代表の立候補推薦者について検討を行った。検討の結果、現職である、清水副会長と野村事務局長が推薦され、満場一致で承認された。

またブロック代表には立候補しないことで満場一致で承認された。

7)　会費徴収の外部委託について

野村事務局長より現在会費徴収の外部委託について複数の委託会社の機能や料金について調査中である旨説明があった。その中でも「会費ペイ」が初期費用・月額費用 0 円で年会費の徴収（口座振替、カード決済、コンビニ払いに対応）、会員リストの作成・管理、メルマガ配信機能などの機能がある。費用や機能面からも、現在事務局が抱えている業務の負担が軽減できるものとして利便性が高い旨説明があった。（別紙 1）今後「会費ペイ」の紹介セミナーにも参加し前向きに検討を行う方針となった。

8)　郵送物の電子化について

宮﨑会長より技士会運営を持続可能なものとするため、郵送物を電子化しメールおよび HP で情報提供する形を目指したい旨説明があった。現在、郵便局へ印刷・封入・封かん・宛名印字・発送に至るまで委託を行っていたが、2022 年 9 月頃より、信書（別紙 2）の取り扱いがこれまで以上に厳重になっており、会員へ発送する書類のそのほとんどが信書に該当する（もしくは線引きが曖昧な書類）ため作業を委託することができなくなっている。そのため 2022 年 9 月以降の郵送物については一部の役員の施設がこれらの作業を請け負っている。そこで本件についてどの書類を電子化するか？どの書類は電子化すべきではないか？について検討を行った。検討結果については以下のとおり。

- 会誌→【要検討】
  世代によって紙媒体か電子媒体か好みが分かれるのではないかとの意見があった。
  賛助会員にも意見を伺う必要がある。他県の動向を調査する。

- 総会議案書・役員選挙に関する書類・招聘状→【紙媒体】
  これらについては今後も郵送する。

- 正会員に周知する書類（例：学会の一般演題募集など）→【電子化が可能】
  正会員宛てに周知するような書類については電子化が可能ではないかとの意見があった。
  HP に会員専用ページを作成し、その中に情報をまとめる等の意見が挙がり、今後の検討課題となった。

本議案については、今後も継続して審議を行っていく方針となった。

9)　その他

(1)　日臨工実態調査の回答率 up に向けての検討

今年度も前年に引き続き、担当を振り分けて声掛けを実施する方針で満場一致した。

（これまでの当県の回答率 2022 年：92%、2021 年：70.8%、2020 年：82%、2019 年：76%）

(2)　第 13 回中四国臨床工学会　座長の依頼について

野村事務局長より鳥取県臨床工学技士会から第 13 回中四国臨床工学会の 5 名の座長選出についてお願いの連絡があった旨報告があった。協議の結果、第 14 回中四国臨床工学会(愛媛大会)の実行委員会より派遣予定の 5 名より選出し担当を振り分けることで合意した。

(3)　2023 年度地域医療介護総合確保基金について

野村事務局長より 2023 年 8 月 17 日に「2023 年度地域医療介護総合確保基金について」Web 説明会が開催された旨説明があった。(別紙 3) 説明会の要旨は、①各都道府県の基金事業区分 6 の有無の確認、②タスクシフトに係る補助金として告示研修の受講料が含まれるかの確認、③含まれるのであれば、基金の活用に関して対象施設へ書状を郵送し周知する。

野村事務局長が愛媛県保健福祉部社会福祉医療局に問い合わせたところ、①有、②各医療機関内での補助金の使い方次第であり、本年度の申請は締め切ったものの、随時申請には対応するとの回答であった。以上のことから、③について今後準備を行う方針となった。

(4)　宮﨑会長より欠席の理事より理事会で議決権を委任する意思表示があった旨説明があり、渡部監事に意見を求めた。渡部監事より理事は総会において選ばれた者であり、理事会でその意思を委任することは適切でない旨説明があった。今回欠席した理事からの議決権の委任は無効とし、今後も無効とすることで一致した。

10） 事務局報告
野村事務局長より新入会員 6 名、異動 1 名、退会 3 名の報告があり満場一致で承認された。

11） 第 3 回理事会の日程調整
候補日 11 月 18 日(土)、11 月 25 日(土)、12 月 2 日(土)

5. 議事録確認

出席理事

宮﨑昌彦　清水俊行　岡田未奈　野村祐介　青木究　宇都宮卓治

成高有哉　久枝正実

出席監事

渡部優作

6. 閉会挨拶
清水副会長より閉会の挨拶があった。

資料１

入金手続きから集金・入金確認までまとめて自動化！

会費ペイ サービス資料

Last Updated 2023.07.21

© Metaps Payment Inc.

資料１

目次

会費ペイ

会費ペイが目指すもの …… 3p
会費制ビジネスの流れと会費ペイが自動化する範囲 …… 4p
概要 …… 5p
機能一覧 …… 7-14p
利用イメージ …… 15p
会費ペイが実現する6つの自動化 …… 16p
おすすめ機能 …… 17p
セキュリティに対する取組 …… 18p
導入後のサポート …… 19p
導入業種・加盟店数 …… 20p
料金 …… 21p
他社比較 …… 22p
導入の流れ …… 23p
よくある質問 …… 24p
会社概要 …… 25p

資料１

会費ペイが目指すもの

会費ペイ

サービス運営者が本当に注力すべき
業務に集中できる環境づくり

資料１

会費制ビジネスの流れと会費ペイが自動化する範囲

会費ペイ

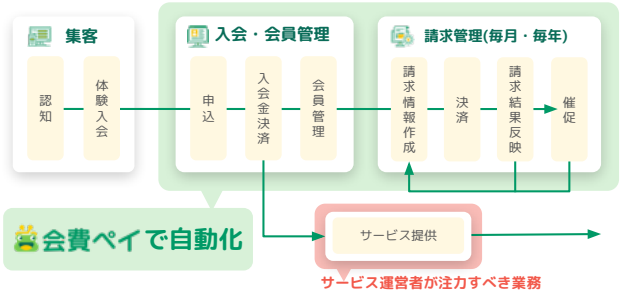

資料１

要概

会費ペイ

会費制サービスに必要な機能・決済手段を網羅

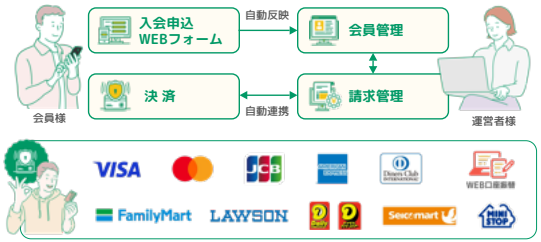

資料１

機能一覧

会費ペイ

痒い所に手が届く、充実の機能をご提供いたします。

入会申込WEBフォーム

- メールアドレス認証
- 利用規約同意設定
- 申込コースの複数選択
- 初期費用のカード決済・コンビニ決済
- 日割・週割の自動計算
- カード・口座情報をWEB上で即時登録
- お客様毎に固有の入会申込フォーム

会員管理

- 申込情報の自動反映
- CSVインポートによる一括会員登録
- 契約ステータスの管理
- 会員情報CSVエクスポート
- 会員情報変更
- カード・口座変更案内メール
- メルマガ
- AIによるメール文案作成機能
- QR会員証による入退館記録
- 複数店舗管理
- 管理者用項目の設定
- 属性タグ
- スマホ会員証
- LINE連携

請求管理

- 売上サマリー生成
- 請求情報の自動生成
- 請求情報の編集
- 初回課金日の自動・手動設定
- コース毎の金額設定
- 領収書発行
- 請求書発行
- Salesforce連携 ※一部カスタマイズが必要になります
- キャンペーン機能
- API連携
- akerun連携
- freee連携

決 済

- カード・口座による自動引落
- 入金結果の自動反映
- 未収金の自動督促
- 単発課金
- 洗替

資料１

会費ペイ 利用イメージ

© Metaps Payment Inc.

資料１

会費ペイ 利用イメージ 01

01 入会申込
02 初期費用決済
03 継続課金決済方法登録
04 継続課金
05 決済結果確認
06 会員管理
07 請求管理

1 店頭のQRコードもしくはメールやHPから、入会申込WEBフォームにアクセス

2 入会申込WEBフォームに申込情報を入力

資料１

会費ペイ 利用イメージ 02

01 入会申込
02 初期費用決済
03 継続課金決済方法登録
04 継続課金
05 決済結果確認
06 会員管理
07 請求管理

3 入力した申込情報を確認

資料１

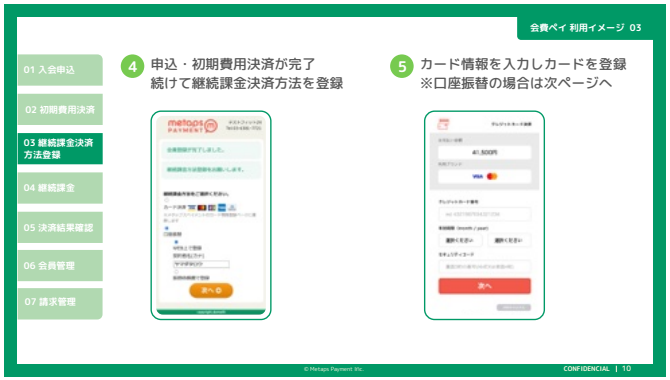

資料１

資料１

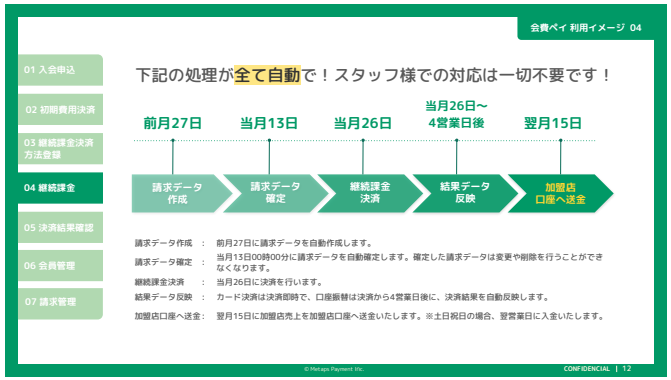

資料１

資料１

資料１

資料１

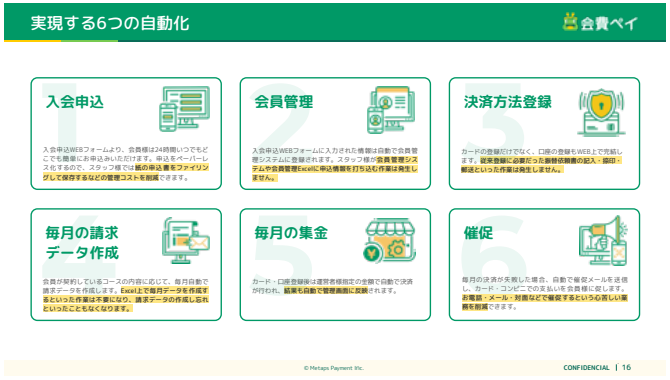

資料１

資料１

資料１

導入後のサポート

会費ペイ

カスタマーサクセスチームが電話・メールで初期設定や日々の運用をサポートします。
また、動画付きのWEBマニュアルやセミナーもご用意しており、加盟店様が会費ペイを利用して事務業務を自動化できるよう**フォロー体制**を構築しております。

カスタマーサクセスチーム

営業時間　平日 9:30〜17:30

電話番号　03-6372-6817

問合せフォーム　https://kaihipay.zendesk.com/hc/ja/requests/new

WEBマニュアル(ヘルプセンター)

URL　https://kaihipay.zendesk.com/hc/ja

QRコード

※本資料には載せきれない具体的な操作方法や、様々な機能の説明がありますので、是非ご覧ください。

資料１

導入業種・加盟店数

会費ペイ

6,000 加盟店突破！

会費ペイは、様々な業種でご利用いただいています。

会員管理・決済システム 累計導入数 No.1 JMR 2023
※2023年5月期_指定領域における市場調査
調査機関：日本マーケティングリサーチ機構

資料１

料金

会費ペイ

初期費用・月額費用　0円

システム利用料1	3.5%
システム利用料2	100円
口座登録手数料	500円

【注意事項】

- 税別の料金となります。
- システム利用料1は**決済手数料込みの料金**です。
- システム利用料2は決済が成功した請求1件につきかかります。会費様負担も可能です。
- 口座登録手数料は会費様がご端末 登録したタイミングで一度だけかかる登録手数料です。カードを登録した場合には発生いたしません。
- コンビニ払いの場合、収納金額に応じて印紙税法に基づいた収入印紙代がかかります。
- 月末締め翌月15日に決済取扱額から各種利用料を差し引いた金額を加盟店様に送金します。その際の振込手数料は加盟店様負担となります。

資料１

他社比較

会費ペイ

	会費ペイ	サービスK	サービスR	サービスM
カード決済	○	○	○	○
口座振替	○	×	×	×
コンビニ決済	○	×	×	○
単発決済	○	×	○	○
自動催促	○	○	×	×
入会申込フォーム	○	×	×	○
会員マイページ	×	×	○	○
会員証発行	○	×	×	×
請求書・領収書	○	×	○	×
初期費用	0円	10000円	0円	0円
月額費用	0円	10000円	5000円	0円
その他料金	3.5%	3.6%	3.4% オプション500円/月～	5%

資料１

導入の流れ

会費ペイ

WEB申込 → 社内審査 → カード会社調査 → 契約（利用開始）

申込から利用開始まで1ヶ月ほどです。

加盟申込WEBフォーム

URL　https://www.kaihipay.jp/web_applications?web_form_code=8975373422726989

QRコード

注意事項

- 決済の対象となる商材・サービスによっては会費ペイをご利用いただけない場合がございます。
- 審査に必要な情報が不足していた場合は、不足情報を別途確認させていただきますので、利用開始までお時間がかかることがございます。

資料１

よくある質問

会費ペイ

Q 日割り計算は自動でできますか？

A 可能です。入会時に会員が利用開始予定日を指定することで、会費ペイが自動で日割り金額を計算し、初期費用決済金額に加算します。

Q 継続課金日の変更は可能でしょうか？

A 不可能です。カード決済、口座振替ともに毎月26日となります。カード決済においては継続課金とは別に単発課金機能を利用することで、加盟店様の任意のタイミングで決済を行うことが可能です。

Q 会員マイページや予約システムはありますか？

A ありません。会員様ご自身でアクセスしコースの変更や、会員情報の変更を行う画面、予約を行う画面・機能はご用意しておりません。

Q 金額の変更は可能ですか？

A 請求確定日前であれば可能です。請求確定後はいかなる理由があっても金額の変更や請求のキャンセルはできません。

Q 既存会員の移行は可能でしょうか？

A 可能です。CSVファイルで会員情報をご用意いただければ一括で取込が可能です。その際、会員様に継続課金決済方法登録の案内メールが自動送信されます。

資料１

会社概要

会費ペイ

会社概要

社名	株式会社メタップスペイメント
設立	1999年3月19日
住所	東京都港区港南2-16-5　NBF品川タワー 5階
資本金	11億3,478万円
事業内容	決済事業、パッケージソリューション事業、トラスト事業
株主	株式会社メタップス、株式会社セブン銀行

ご提供サービス（一部）

決済サービス

パッケージソリューション

給与即時払い

資料１

Contact

導入についてのご相談・お申し込みはこちら

＼ 会員管理・決済システムことなら ／

会費ペイ

https://kaihipay.jp

※「会費ペイ」は株式会社メタップスペイメントの商標登録です。

資料２

◎ 信書に該当する文書の例

書　状

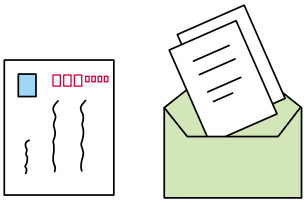

請求書の類

【類例】
- 納品書　● 領収書　● 見積書
- 願書　● 申込書　● 申請書
- 申告書　● 依頼書　● 契約書
- 照会書　● 回答書　● 承諾書
- レセプト（診療報酬明細書等）
- 推薦書　● 注文書
- 年金に関する通知書・申告書
- 確定申告書　● 給与支払報告書

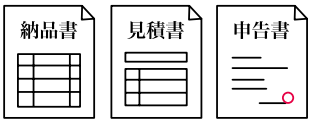

会議招集通知の類

【類例】
- 結婚式等の招待状
- 業務を報告する文書

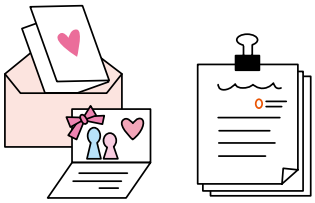

許可書の類

【類例】
- 免許証
- 認定書
- 表彰状

※カード形状の資格の認定書などを含みます。

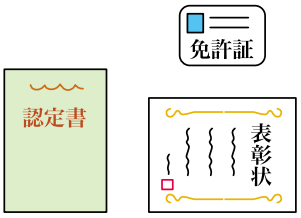

証明書の類

【類例】
- 印鑑証明書　● 納税証明書
- 戸籍謄本　● 住民票の写し
- 健康保険証　● 登記簿謄本
- 車検証　● 履歴書
- 産業廃棄物管理票　● 保険証券
- 振込証明書　● 輸出証明書
- 健康診断結果通知書・消防設備点検表・調査報告書・検査成績票・商品の品質証明書その他の点検・調査・検査などの結果を通知する文書

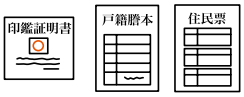

ダイレクトメール

- 文書自体に受取人が記載されている文書
- 商品の購入等利用関係、契約関係等特定の受取人に差し出す趣旨が明らかな文言が記載されている文書

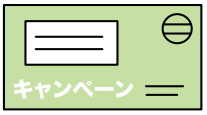

⊗ 信書に該当しない文書の例

書籍の類

【類例】
- 新聞　● 雑誌　● 会報
- 会誌　● 手帳　● カレンダー
- ポスター　● 講習会配布資料
- 作文　● 研究論文　● 卒業論文
- 裁判記録　● 図面　● 設計図書

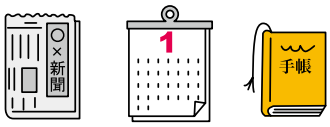

カタログ

小切手の類

【類例】
- 手形　● 株券　● 為替証書

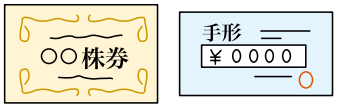

プリペイドカードの類

【類例】
- 商品券　● 図書券
- プリントアウトした電子チケット

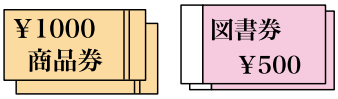

乗車券の類

【類例】
- 航空券　● 定期券　● 入場券

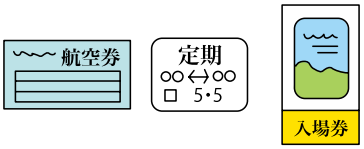

クレジットカードの類

【類例】
- キャッシュカード　● ローンカード

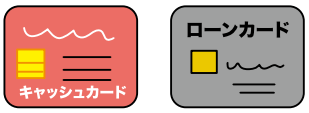

会員カードの類

【類例】
- 入会証
- ポイントカード
- マイレージカード

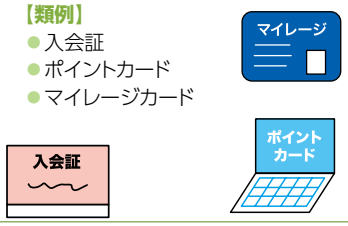

ダイレクトメール

- 専ら街頭における配布や新聞折り込みを前提として作成されるチラシのようなもの
- 専ら店頭における配布を前提として作成されるパンフレットやリーフレットのようなもの

そ の 他

【類例】
- 説明書の類
  （市販の食品・医薬品・家庭用又は事業用の機器・ソフトウェアなどの取扱説明書・解説書・仕様書、定款、約款、目論見書）
- 求人票　● 配送伝票
- 名刺　● パスポート
- 振込用紙　● 出勤簿
- ナンバープレート

資料３

2023年度地域医療介護総合確保基金の
さらなる活用促進に向けて

公益社団法人 日本臨床工学技士会
Japan Association for Clinical Engineers

Ver. 230817

資料３ 1

都道府県技士会へのお願いにあたって（お詫び）

資料の保存@DirectCloud https://link.directcloud.jp/FtezSHCBdF

日臨工→都道府県技士会
参考：2022年度版

＋

3技師会→都道府県技士会
(3団体連名) ＊現在作成中

本来であれば ２つの文書を持って正式に協力依頼すべきところですが
日数も限られることから少し早めに説明をさせていただきます ご理解ください

© 2023 JACE

資料３ 2

CONTENTS

1. 基金事業区分6の活用促進に向けた
厚労省事務連絡と3技師会の協働

2. 臨床工学技士在籍病院における
基金事業区分6の活用の可能性

3. 都道府県技士会へのお願い

© 2023 JACE

資料３ 3

厚生労働省からの事務連絡

○補助は **何** に使えるの？
○問合せは **どこ** に行けばいいの？
➡解決を目指す！

2023年8月9日付
厚生労働省医政局医事課
事務連絡「令和5年度地域医療介護総合確保基金
（事業区分6）からのお知らせについて」

目的：
基金のさらなる活用促進のため

内容：
助成申請に関する具体的な説明を含む
・補助の対象となる医療機関の条件
・交付の要件
・補助基準（上限）、つまり補助の額
・これまでに活用された事例
・補助交付要綱の掲載先URL（都道府県WEBサイト）

資料の保存@DirectCloud
https://link.directcloud.jp/VxNbu0TTV7

事務連絡
令和５年８月９日

各医療関係団体関係者各位

厚生労働省医政局医事課
医師等医療従事者働き方改革推進室

令和５年度地域医療介護総合確保基金（事業区分６）からのお知らせについて

平素より厚生労働行政の推進にご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
今般、標記基金に関しまして、貴なる活用促進のため、従来の資料に加え、新たにこれまでの活用事例をまとめた簡潔で分かりやすい資料を作成しました。厚生労働省主催の医療機関向けの研修であるトップマネジメント研修において、別添にて周知・広報をしておりますので、各医療関係団体の皆様に於かれましても情報提供させていただきます。
また、資料内に掲載しておりますが、各都道府県のホームページにおける補助交付要綱の掲載もお示ししておりますので、あわせて情報提供させていただきます。各団体の関係医療機関への周知等ご協力方よろしくお願いいたします。

※補助交付要綱は都道府県毎に補助対象、補助率等が異なります。都道府県によっては、おかしくした活用事例を補助対象としていない場合等もございますので、医療機関への周知に当たっては、厚知用スライドのと都道一番下に記載しておりますQ&Aをご一読いただき合せて詳細な補助内容について都道府県へお問合せをお願いします。

<参考文>
（事務連絡のご周知ること）
厚労省医政局医事課
医師等医療従事者働き方改革推進室
代表 03-5253-1111

© 2023 JACE

資料３ 4

勤務医の労働時間短縮の推進 （地域医療介護総合確保基金 事業区分VI）

事務連絡
別紙

勤務医の労働時間短縮を図るため、労働時間短縮のための計画を策定し、勤務環境改善の体制整備に取り組む医療機関に対する助成を行う。（医療機関が行う事業に対し都道府県が補助を実施）

勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

1．補助の対象となる医療機関
地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると都道府県知事が認める医療機関。

＜具体的要件（いずれかを満たす）＞
※診療報酬上の「地域医療体制確保加算」を取得している医療機関は補助対象外。

①救急用の自動車等による搬送件数が年間1000件以上2000件未満

②救急搬送件数が年間1000件未満のうち、
・夜間・休日・時間外入院件数が年間500件以上で地域医療に特別な役割がある医療機関
・離島、へき地等で同一医療圏内に他に救急対応可能な医療機関が存在しない等、特別な理由の存在する医療機関

③地域医療の確保に必要な医療機関であって、
・周産期医療、精神科救急等、公共性と不確実性が強く働く医療を提供している医療機関
・脳卒中や心筋梗塞等の急性期医療を担う医療機関で、一定の実績を有するなど、5疾病5事業で重要な医療を提供している医療機関

④在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関

医師の労働時間短縮に向けた組合的な取組
医療機関において医師の労働時間短縮計画を策定し、勤務環境改善の体制整備として次のような取組を組合的に実施
・勤務間インターバルや連続勤務時間制限の適切な設定
・当直明けの勤務負担の緩和
・複数主治医制の導入
・女性医師等に対する短時間勤務等多様で柔軟な働き方を推進
・タスク・シフティング、タスク・シェアリングの推進
・これらに類する医師の業務見直しによる労働時間短縮に向けた取組

2．交付の要件 ※日休憩・連日休憩相当（拘束先は労働時間を通算し以下の要件を満たせば可）
月の時間外・休日労働時間が80時間を超える医師を雇用（雇用予定含む）している医療機関で、年間の時間外・休日労働時間が960時間を超える36協定を締結している若しくは締結を予定していること。

3．補助対象経費
上記の総合的な取組に要する経費をパッケージとして補助。

4．補助基準額
最大使用病床数 × １３３千円
※20床未満の場合は20床として算定。

© 2023 JACE

資料３ 5

「勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業」の活用事例とポイン

事務連絡
別紙

補助は **何** に使えるの？
働き方改革を推進するのにもっと **資金** が必要！
問合せ はどこに行けばいいの？

そんなあなたのために
お答えします。

補助対象経費 の これまでの活用事例

以下の活用事例は、医師の労働時間短縮を強力に進めていくために、働きやすく働きがいのある職場づくりに向けて医療機関全体の効率化や勤務環境改善の取組みとして、これまでに活用された事例をご紹介したものとなります。

人材確保に関する経費
・タスク・シフト／シェアに係る新規雇用費
・複数主治医制の導入経費
　✓ 日直・当直明けの勤務医新規雇用
　✓ 勤務医の新規雇用
・医師勤務医の新規雇用
・医師事務作業補助者等（診療報酬の加算とならない範囲）の確保経費　等

ICT機器、設備費等
特別に必要とされる医療機器購入費
・患者説明用のタブレット端末、AI問診システム等の初期購入費
・画像診断システム、画像ファイリングシステムの導入に係る費用
・WEB会議システムの構築費
・医師当直室及び休憩室の改修整備　等

勤怠管理関係機器
・勤怠管理システム（タイムカード、ビーコンシステム等）の導入・連携等に係る経費
・勤怠管理システムと連携したスマートフォン等の備品購入費
・勤怠管理システムと電子カルテとの連携費　等

委託費、その他
・職員の意識改革に資する研修事業費、各職能団体実施の研修受講料
・タスク・シフト達成のため、医療勤務環境改善のためのコンサルタント、人事制度等のアドバイザー（社会保険労務士）の業務委託費　等

資産につながる経費は事業者負担を求めます

ポイント

■ **補助算定方法について**
病床数＊×**133,000円**が補助基準（上限）額　＊病床機能報告における最大使用病床数
（例：300床の病院の場合、約3,900万円が補助基準（上限）額）

■ **補助の対象となる医療機関について**
年間の救急搬送件数が2,000件未満であって、時間外・休日労働時間が年960時間超え（派遣先は通算）又はその予定がある勤務医がいる医療機関のうち、一定の要件を満たす医療機関。（詳細は各都道府県の補助交付要綱をご確認ください。）
留意点：診療報酬上の「地域医療体制確保加算」を取得している医療機関は補助対象外。

■ **問合せ先**　（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/quality/）
補助事業の活用をご検討・ご相談の際は都道府県にお問合せください。

以上は、厚労省都道府県知事に発出する「医療介護総合確保促進法の付金、地域医療対策支援臨時特例交付金の活用に関する臨時特例交付金の運営について」の一部改正に記載されている地域医療介護総合確保基金管理運営要領の「勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業」の設定３ったポイントを簡潔にまとめた内容です。留意点は、都道府県毎に補助交付要綱が異なりますので補助対象に該当されたものまで補助対象に該当されたものまで補助交付要綱をご確認ください。

© 2023 JACE

資料３ 6

基金事業区分6の活用に関する対応の流れ ＊3技師会の協働による

厚生労働省	3技師会 (連名)	都道府県技士会	技士長
⓪ 医療関係団体	① 都道府県技士会	③ 都道府県	⑤ 医療機関管理者
8/9付 事務連絡	8/X付 依頼	・「区分6の事業内容」の具体に関する確認	8/X付 依頼ひな形
・基金事業区分6のさらなる活用 ・具体的な内容も含めて	・都道府県への確認 ・管内の技士所属施設への連絡	厚労大臣指定研修の受講料が対象か否か 対象 → 次へ 対象外 → 終了	・基金活用＝申請の病院長への上申 ・助成申請の提出
	② 職能 / 病院団体	④ 技士長等	
	8/X付 依頼	8/X付 依頼ひな形	
	・基金の活用に関する会員施設への周知	・基金の活用に関する所属施設への働きかけ	

【基金活用の説明会】
日臨工
→都道府県技士会
8月17日(木) 18:00~

会員施設等へ協力依頼

© 2023 JACE

資料３ 7

CONTENTS

1. 基金事業区分6の活用促進に向けた
厚労省事務連絡と3技師会の協働

2. 臨床工学技士在籍病院における
基金事業区分6の活用の可能性

3. 都道府県技士会へのお願い

© 2023 JACE

資料３ 8

令和5/2023年度地域医療介護総合確保基金 事業区分6の申請要件

申請の具体的要件 ＊4ページから抜粋	抽出条件（本資料作成に際して）
① 救急用の自動車等による搬送件数が年間1000件以上2000件未満	救急車の受入件数が年間1000件以上2000件未満
② 救急搬送件数が年間1000件未満のうち、 ・夜間・休日・時間外入院件数が年間500件以上で地域医療に特別な役割がある医療機関 ・離島、へき地等で同一医療圏内に他に救急対応可能な医療機関が存在しない等、特別な理由の存在する医療機関	救急車の受入件数年間1000件未満のうち 夜間・休日・時間外入院件数が年間500件以上
③ 地域医療の確保に必要な医療機関であって、 ・周産期医療、精神科救急等、公共性と不確実性が強く働く医療を提供している医療機関 ・脳卒中や心筋梗塞等の急性期医療を担う医療機関で、一定の実績を有するなど、5疾病5事業で重要な医療を提供している医療機関	総合周産期特定集中治療室管理料の算定
④ 在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関	在宅療養支援病院／在宅療養後方支援病院の届出

※診療報酬上の「地域医療体制確保加算」を取得している医療機関は補助対象外

© 2023 JACE

基金事業区分6の対象となり得る可能性：
要件① 救急用の自動車等による搬送件数年間1000件以上2000件未満

地域医療体制確保加算 ”なし” 施設のみ

救急車の受入数／年

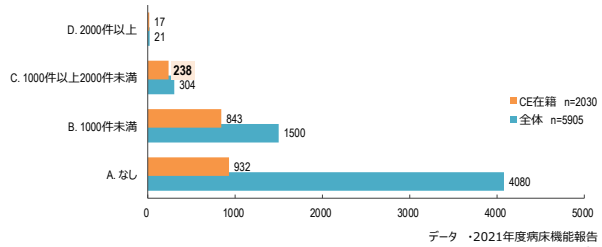

データ ・2021年度病床機能報告

- 具体的要件の①について、年間の救急車受入件数 (2021年度病床機能報告) を確認したところ、CE在籍施設では238施設が該当すると考えられた。

© 2023 JACE

基金事業区分6の対象となり得る可能性：
要件② 救急搬送件数年間1000件未満のうち、夜間等入院件数年間500件以上

地域医療体制確保加算 ”なし” 施設のみ

救急車受入1000件未満施設の夜間・休日・時間外入院数／年

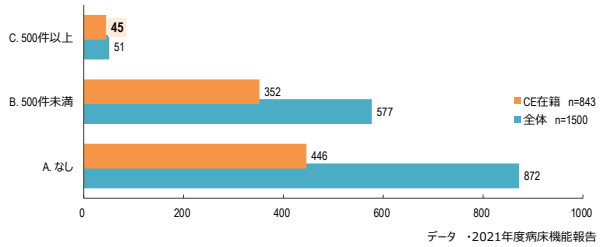

データ ・2021年度病床機能報告

- 具体的要件の②について、年間の救急車受入件数と夜間・休日・時間外入院数 (2021年度病床機能報告)を確認したところ、CE在籍施設では45施設が該当すると考えられた。

© 2023 JACE

基金事業区分6の対象となり得る可能性：
要件③ 地域医療の確保に必要な医療機関であって周産期医療を提供している

地域医療体制確保加算 ”なし” 施設のみ

総合周産期特定集中治療室管理料の算定

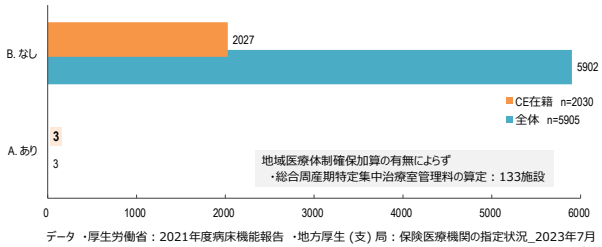

データ ・厚生労働省：2021年度病床機能報告 ・地方厚生（支）局：保険医療機関の指定状況_2023年7月

- 総合周産期特定集中治療室管理料を算定している (保険医療機関の指定状況_2023年7月) 施設の多くは地域医療体制確保加算を算定しており、具体的要件の③を満たす可能性があると考えられるのは3施設のみであった。

© 2023 JACE

基金事業区分6の対象となり得る可能性：
要件④ 在宅医療においてとくに積極的な役割を担っている

地域医療体制確保加算 ”なし” 施設のみ

在宅療養支援病院あるいは在宅療養後方支援病院の届出

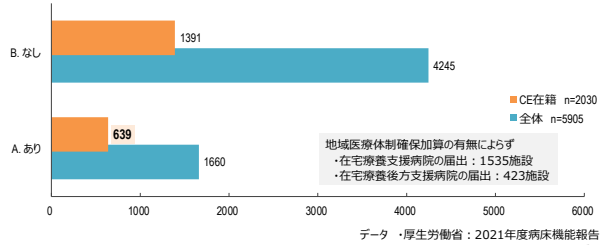

データ ・厚生労働省：2021年度病床機能報告

- 在宅療養支援病院あるいは在宅療養後方支援病院の届出を行なっている (2021年度病床機能報告) のは約2000施設であり、そのうち具体的要件の④を満たす可能性があり、かつCEが在籍するのは639施設であった。

© 2023 JACE

全国の病院における分類：基金事業区分6の要件を満たす可能性による

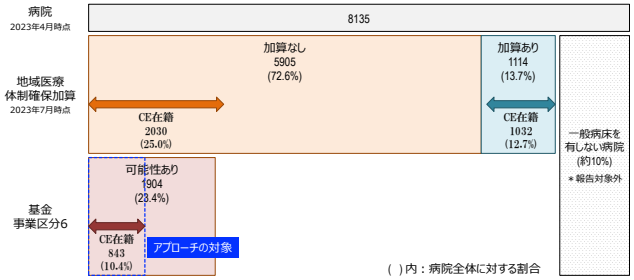

- 2023年7月時点において、地域医療体制確保加算を算定している病院は1114施設、算定していない病院は5905施設であった。ただし、本分析は2021年度病床機能報告をベースにしており、一般病床を有しない施設については不明である。
- 地域医療体制確保加算を算定している施設の約9割にCEが在籍していた。一方、算定していない施設については約3割にとどまった。
- 地域医療介護総合確保基金の事業区分6の申請要件を満たすと考えられる施設は1904施設であり、このうちCEが在籍するのは843施設、つまり病院数全体の1割程度であった。(当方の分析に基づく)

© 2023 JACE

基金事業区分6の要件を満たす可能性ありと考えられるCE在籍の病院数

	都道府県	施設数		都道府県	施設数		都道府県	施設数
01	北海道	54	17	石川県	13	33	岡山県	24
02	青森県	7	18	福井県	3	34	広島県	31
03	岩手県	5	19	山梨県	6	35	山口県	9
04	宮城県	10	20	長野県	24	36	徳島県	6
05	秋田県	8	21	岐阜県	16	37	香川県	10
06	山形県	7	22	静岡県	11	38	愛媛県	12
07	福島県	14	23	愛知県	22	39	高知県	7
08	茨城県	13	24	三重県	11	40	福岡県	43
09	栃木県	12	25	滋賀県	15	41	佐賀県	4
10	群馬県	17	26	京都府	19	42	長崎県	19
11	埼玉県	28	27	大阪府	50	43	熊本県	28
12	千葉県	24	28	兵庫県	46	44	大分県	14
13	東京都	46	29	奈良県	11	45	宮崎県	9
14	神奈川県	48	30	和歌山県	12	46	鹿児島県	28
15	新潟県	15	31	鳥取県	5	47	沖縄県	9
16	富山県	12	32	島根県	6	-	全国	843

© 2023 JACE

都道府県における基金事業区分6の有無

2023年8月3日付
厚生労働省医政局地域医療計画課
報道資料「令和5年度地域医療介護総合確保基金
(医療分) の内示について」
→https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000174199_00023.html

別添1：令和５年度 地域医療介護総合確保基金
(医療分) 内示額一覧
別添2：事業区分1-1 地域医療構想の達成に向けた
医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
別添3：事業区分1-2 地域医療構想の達成に向けた
病床の機能又は病床数の変更に関する事業
別添4：事業区分2 居宅等における医療の提供に
関する事業
別添5：事業区分4 医療従事者の確保に関する事業
別添6：事業区分6 勤務医の労働時間短縮に向けた
体制の整備に関する事業

基金区分6 “あり” 28/47都道府県

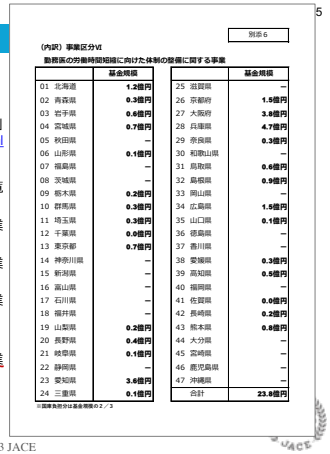

別添６

（内訳）事業区分Ⅵ
勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

		基金規模			基金規模
01	北海道	1.2億円	25	滋賀県	－
02	青森県	0.3億円	26	京都府	1.5億円
03	岩手県	0.6億円	27	大阪府	3.8億円
04	宮城県	0.7億円	28	兵庫県	4.7億円
05	秋田県	－	29	奈良県	0.3億円
06	山形県	0.1億円	30	和歌山県	－
07	福島県	－	31	鳥取県	0.6億円
08	茨城県	－	32	島根県	0.9億円
09	栃木県	0.2億円	33	岡山県	－
10	群馬県	0.3億円	34	広島県	1.5億円
11	埼玉県	0.3億円	35	山口県	0.1億円
12	千葉県	0.0億円	36	徳島県	－
13	東京都	0.7億円	37	香川県	－
14	神奈川県	－	38	愛媛県	0.3億円
15	新潟県	－	39	高知県	0.5億円
16	富山県	－	40	福岡県	－
17	石川県	－	41	佐賀県	0.0億円
18	福井県	－	42	長崎県	0.2億円
19	山梨県	0.2億円	43	熊本県	0.8億円
20	長野県	0.4億円	44	大分県	－
21	岐阜県	0.1億円	45	宮崎県	－
22	静岡県	－	46	鹿児島県	－
23	愛知県	3.6億円	47	沖縄県	－
24	三重県	0.1億円	合計		23.8億円

※国庫負担分は基金規模の２／３

© 2023 JACE

基金事業区分6の要件を満たす可能性ありと考えられるCE在籍の病院数 ✕ 区分6 “なし”

	都道府県	施設数		都道府県	施設数		都道府県	施設数
01	北海道	54	✕17	石川県	13	✕33	岡山県	24
02	青森県	7	✕18	福井県	3	34	広島県	31
03	岩手県	5	19	山梨県	6	35	山口県	9
04	宮城県	10	20	長野県	24	✕36	徳島県	6
✕05	秋田県	8	21	岐阜県	16	✕37	香川県	10
06	山形県	7	✕22	静岡県	11	38	愛媛県	12
✕07	福島県	14	23	愛知県	22	39	高知県	7
✕08	茨城県	13	24	三重県	11	✕40	福岡県	43
09	栃木県	12	✕25	滋賀県	15	41	佐賀県	4
10	群馬県	17	26	京都府	19	42	長崎県	19
11	埼玉県	28	27	大阪府	50	43	熊本県	28
12	千葉県	24	28	兵庫県	46	✕44	大分県	14
13	東京都	46	29	奈良県	11	✕45	宮崎県	9
✕14	神奈川県	48	✕30	和歌山県	12	✕46	鹿児島県	28
✕15	新潟県	15	31	鳥取県	5	✕47	沖縄県	9
✕16	富山県	12	32	島根県	6	-	全国	536

© 2023 JACE

在宅医療の因子を除外した場合 **説明時から修正**

基金事業区分6の要件を満たす可能性ありと考えられるCE在籍の病院数 ✕ 区分6 “なし”

	都道府県	施設数		都道府県	施設数		都道府県	施設数
01	北海道	18	✕17	石川県	3	✕33	岡山県	4
02	青森県	4	✕18	福井県	2	34	広島県	9
03	岩手県	1	19	山梨県	2	35	山口県	2
04	宮城県	3	20	長野県	8	✕36	徳島県	0
✕05	秋田県	4	21	岐阜県	6	✕37	香川県	6
06	山形県	3	✕22	静岡県	6	38	愛媛県	8
✕07	福島県	9	23	愛知県	4	39	高知県	3
✕08	茨城県	6	24	三重県	5	✕40	福岡県	12
09	栃木県	6	✕25	滋賀県	4	41	佐賀県	3
10	群馬県	9	26	京都府	6	42	長崎県	7
11	埼玉県	9	27	大阪府	16	43	熊本県	8
12	千葉県	8	28	兵庫県	11	✕44	大分県	4
13	東京都	17	29	奈良県	4	✕45	宮崎県	3
✕14	神奈川県	16	✕30	和歌山県	3	✕46	鹿児島県	8
✕15	新潟県	5	31	鳥取県	4	✕47	沖縄県	0
✕16	富山県	3	32	島根県	4	-	全国	188

© 2023 JACE

提供する病院リスト

7019病院のデータ (2021年度病床機能報告がベース)
事業区分6が"ない"県や要件を満たす"可能性がないと考えられる"病院を含む

資料の保存@DirectCloud https://link.directcloud.jp/P5nSz7sxOg

© 2023 JACE

病院リストのデータソースと活用時の留意点

データソースについて

- 厚生労働省：令和3年度病床機能報告 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/open_data_00008.html
- 地方厚生 (支) 局：保険医療機関の管内指定状況 (2023年7月) https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/

作成方法について

① 令和3/2021年度病床機能報告の施設票を基礎的なデータとした
② ①の救急車受入数や夜間等入院数、在宅療養支援病院あるいは後方支援病院の届出に関するデータ等を集計した
③ 地方厚生 (支) 局が公表する保険医療機関の管内指定状況 (2023年7月) から地域医療体制確保加算の届出施設を抽出し、①上記の施設と突き合わせを行なって集計した

本リストの問題点について (データの限界)

- 病床機能報告をベースとしており、一般病床を有さない病院は含まれていない
- 2021年度の報告データを用いたことから、すでに存在しない施設が含まれる、反対に新たに設置された施設が含まれていない
- 名称変更や統廃合等により、施設の名称や所在地が変更等になっている可能性がある
- 住所と管理者名の記載ないため、都道府県技士会において調べていただく必要がある

© 2023 JACE

基金事業区分6の具体的要件を満たす可能性ありと考えられる病院のCE数

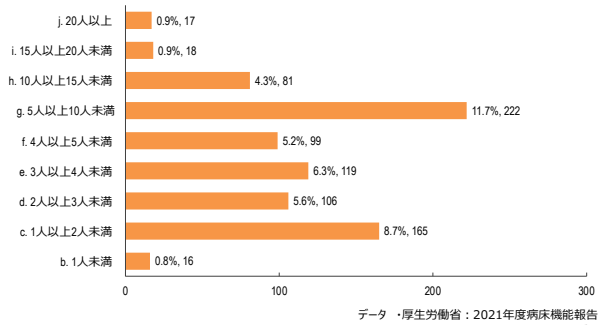

データ ・厚生労働省：2021年度病床機能報告

- 各種データから算出した基金区分6の対象となり得る可能性のある病院は1904施設であったが、そのうちCEが在籍する843施設におけるCE数は2人未満が1割程度、5人未満が6割を占めた。

© 2023 JACE

CONTENTS

1. 基金事業区分6の活用促進に向けた
厚労省事務連絡と3技師会の協働

2. 臨床工学技士在籍病院における
基金事業区分6の活用の可能性

3. 都道府県技士会へのお願い

© 2023 JACE

都道府県技士会にお願いしたい事がら

1 基金事業区分6の有無を確認してください

- 厚生労働省：令和5年度地域医療介護総合確保基金 (医療分) の内示について」を確認してください
→https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000174199_00023.html

あり → 2　　なし → 終了

2 都道府県に、基金事業区分6の事業内容を問い合わせてください

- タスク・シフト/シェアの経費のうち厚労大臣指定研修の受講料が含まれるか、担当部署に質問してください
- 含まれる場合は、助成申請の締切日を確認してください
- 研修会受講料以外の活用方法について確認してください ＊任意 (詳細は後述)
- 該当の有無によらず、8月31日(木)までに、結果をブロック理事に連絡してください

含まれる → 3　　含まれない → 終了

3 都道府県内会員所属施設の技士長等に対して、助成申請の検討を依頼してください

- 各種データから申請の可能性があると考えられる施設をまとめましたので、依頼時の参考として活用ください
- 後日、都道府県内の申請状況について、ブロック理事に連絡してください

© 2023 JACE

働きかけの際に留意いただきたい点 2 都道府県への基金事業区分6事業内容の確認

- 都道府県担当者に問い合わせる前に、「厚生労働省：医師の働き方改革・医療従事者の勤務環境の改善について」の「[5-1] 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業」に関する補助交付要綱」を確認してください →https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/quality/

各都道府県のリンク先へ
掲載されている内容
- 募集や公布の概要
- 問合せ先
(部署名、電話番号など)

© 2023 JACE

働きかけの際に留意いただきたい点 3 技士長等に対する助成申請検討の依頼

- 依頼のための文書は、「技士会長から技士長宛」の例を参考にしてください
- 依頼時、「技士会長から施設長宛」の文書を添付してください ＊都道府県技士会から直接郵送等も可能

技士会長から技士長宛

技士会長から施設長宛

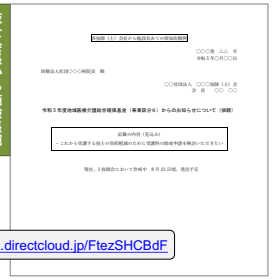

資料の保存@DirectCloud https://link.directcloud.jp/FtezSHCBdF

- 申請の検討にあたり、院内の診療放射線技師や臨床検査技師と連携等を考慮いただく旨、伝えてください
※診療放射線技師会と臨床検査技士会も、当会と同様の働きかけを行なっているため

© 2023 JACE

その他 (任意)

- 実は、地域医療介護総合確保基金の事業区分6：勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業で認められるのは厚労大臣指定研修の受講料のみではありません。
- 都道府県に、これらの活用の可能性も確認いただき、受講料の補助に併せて、会員施設等へ周知ください。

2023年8月9日付 事務連絡で紹介された「事業区分6の活用事例」 ＊5ページから抜粋

人材確保に関する経費
- □ タスク・シフト／シェアに係る新規雇用費
- □ 複数主治医制の導入経費
  - 日直・当直明けの勤務医新規雇用
  - 勤務医の新規雇用
  - 夜勤勤務医の新規雇用
- □ 医師事務作業補助者等 (診療報酬の加算とならない範囲) の確保経費 など

ICT機器、設備費等
- □ 患者説明用のタブレット端末、AI問診システム等の初期購入費
- □ 画像診断システム、画像ファイリングシステムの導入に係る費用
- □ WEB会議システムの構築費
- □ 医師当直室及び休憩室の改修整備
※時短に資するものであれば医療機器も可 など

勤怠管理関係機器
- □ 勤怠管理関係機器 (タイムカード、ビーコンシステム等) の導入・連携等に係る経費
- □ 勤怠管理システムと連携したスマートフォン等の備品購入費
- □ 勤怠管理システムと電子カルテとの連携費 など

委託費、その他
- □ 職員の意識改革に資する研修事業費、各職能団体実施の研修受講料
- □ タスク・シフト達成のため、医療勤務環境改善のためのコンサルタント、人事制度等のアドバイザー (社会保険労務士) の業務委託費 など

© 2023 JACE